

第5回北海道TPP協定対策本部 議事録

○日時 平成27年11月2日(月) 11:25~12:00

○場所 テレビ会議室

【山谷副知事】

それでは、ただ今から、第5回北海道TPP協定対策本部会議を開催いたします。今回の開催は、前回の対策本部で知事から指示があった道内への影響調査の中間とりまとめ結果及び今後の対応についてまとめりましたので、開催をするものであります。

なお本日、知事は現在、画面に出ておられますが、留萌振興局において「北海道防災総合訓練」に参加をされており、留萌からのご出席となります。

それでは、早速議事に入りたいと思います。はじめに、道内への影響調査の中間とりまとめの結果について、窪田総合政策部長から説明をお願いいたします。

【総合政策部長】

それでは、TPP協定交渉における大筋合意及び北海道への中間とりまとめの内容について私からご説明をいたします。なお、農林水産関係及び商工業関係につきましては、関係部長からご説明いただきますので、私からは、その他の部分について説明をいたします。

まず資料1をご覧いただきたいと存じます。1ページ目から3ページ目まで、主な大筋合意の内容について記載をいたしておりますが、資料2の「北海道への影響の中間とりまとめ」の内容と重複をいたしますので、それらの資料の中で説明をいたしたいと思っております。

4ページ目をご覧いただきたいと存じます。国の対応について整理してございますけれども、去る10月9日に、国は、内閣総理大臣を本部長といたしますTPP総合対策本部を設置して基本方針を示し、この中で、市場開拓、イノベーションの促進・産業活性化、そして何よりも国民不安の払拭と3つの基本目標が示されたところでございます。また、国におきましては、11月25日に「総合的なTPP関連政策大綱」を策定する予定となっております。

次に、(2)(3)では、国の説明会の状況を取りまとめてございます。

5ページをご覧いただきたいと存じます。道の対応についてでございますが、まず10月5日の大筋合意を踏まえまして、翌6日には、知事の指示により速やかにTPP協定対策本部会議を開催し、大筋合意内容の精査、影響の把握等について検討を開始したところでございます。10月7日には、農業団体や経済団体で構成する「北海道TPP問題連絡会議」を開催し、大筋合意の内容等について情報の共有を図ったところでございます。

また、10月15日、16日には、森山農林水産大臣や内閣府などに対して、緊急の要請を実施してございます。また、10月下旬以降、農政部の担当者による地域との意見交換会を開催しており、現在も各地で実施をしているところでございます。

そして本日、TPP協定対策本部会議を開催し、北海道の中間とりまとめ結果等についてご報告を申し上げた次第でございます。今後は、影響の中間とりまとめを踏まえ、国に対して必要な要請を行いたいと考えているところでございます。

次に、北海道の影響等につきまして、TPP協定対策大筋合意に伴う中間とりまとめ内容についてご報告をさせていただきます。現在、国による合意内容の説明が順次行われている最中であり、未だ協定書として、その内容が示されておりませんことから、引き続き情報収集が必要であることから、現時点では、中間のとりまとめとさせていただきます。

資料2をご覧いただきたいと存じます。1ページ目でございます。1ページ目から11ページ目までは、それぞれ物品市場アクセスについて整理しており、のちほど関係部長からご説明をお願いしたいと思います。12ページをご覧いただきたいと存じます。ルール分野につきまして、12ページ以降について整理してございますので、主なものについてご説明を申し上げます。

まず、まず「衛生植物検疫措置」いわゆるSPS措置につきましては、食品の安全基準の緩和などの懸念がございましたが、日本の制度変更が必要となる合意内容は設けられていないことから、特段の影響はないものと考えられるところでございます。

次に「貿易の技術的障害」いわゆるTBTにつきましては、遺伝子組み換え作物の表示基準の緩和や撤廃の懸念があったところでございますが、日本の制度変更が必要となる合意内容は設けられていないことから、特段の影響はないものと考えられます。

次に13ページでございます。下段の方になりますけれども、「政府調達」についてでございますが、14ページに整理してございます。建設工事等における日本の調達基準は、既存のWTO政府調達協定と同水準とされておりますことから、道の発注、道内建設業への特段の影響はないものと考えられます。

また、政府調達機関の市町村への拡大についても懸念されておりましたが、制度の変更が求められる合意内容ではなく、特段の影響はないものと考えられます。

15ページ以降につきましては、「知的財産」について整理をされてございます。16ページをご覧いただきたいと存じます。医薬品に関してでございますけれども、日本における新医薬品データの保護期間は原則8年となっており、現況と変更はないため、特段の影響はないものと考えられております。

次に17ページをご覧いただきたいと存じます。「競争政策」についてでございますが、地方公営企業に関する制度への影響が懸念をされておりましたが、地方公営企業等に関する法令等の変更が必要となる合意内容は設けられていないことから、特段の影響はないものと考えられております。また「国境を越えるサービスの貿易」については、医師等の国家資格の相互承認が必要となる合意内容は設けられていないことから、特段の影響はないものと考えられてございます。加えまして、日本は、社会事業サービスについて包括的な留保を行っており、混合診療の解禁など、日本の公的医療保険制度について変更は求められないことから、特段の影響はないものと考えられてございます。次に「金融サービス」についてでございますが、国民皆保健など、公的医療保険制度に関して、日本の制度のあり方について変更は求められないため、特段の影響はないものと考えられてございます。

18ページをご覧いただきたいと存じます。共済制度に関してでございますが、共済に関しては、制度変更や新たな規制が設けられることが懸念されておりましたが、日本の制度変更が必要となる合意内容は設けられていないことから、特段の影響はないものと考えられております。次に「投資」についてでございます。投資家と国との紛争解決、いわゆるISDSにつきまして、道が独自に定める条例や規則が投資の障壁とされ、見直しを余儀なくされることが懸念されておりましたが、正当な公共目的等に基づく規制措置を採用することが妨げられないことなどから、特段の影響はないものと考えられております。

19ページをご覧いただきたいと存じます。「環境」についてでございますが、環境野生生物の保護政策に関して、環境規制の緩和等により自然環境への影響が懸念をされておりましたが、日本では、合意内容に関して、既に関係法令が整備されておりますことから、見直しが必要とされていないので、特段の影響はないものと考えられているところでございます。私からは以上でございます。

【山谷副知事】

それでは続きまして、関わりの大きい関係各部より要点を説明いたしたいと思っております。はじめに、土屋農政部長よりお願いします。

【農政部長】

1ページをお開きください。私ども、先ほど総合政策部長からご報告もあったように、先週・今週と地域の生産者の方々、また団体、業界の方々の意見を聴取しながら取りまとめたものでございます。

まず（１）米についてでございますが、現行の国家貿易制度、枠外税率については維持されましたが、米国、豪州に国別の枠が新たに設定をされました。想定される影響としましては、米国产のカルローズ、これは業界の方々からお聞きすると本道産の「きらら397」と品種的に競合するということで、そういった新たな輸入枠が設定されることにより、実効ある影響回避措置が講じられない場合、道産米を含めた国産米の価格低下が懸念されること、また、現在生産調整に取り組まれている中、生産者の意欲の減退等が懸念されております。

また、小麦につきましては、国家貿易、枠外税率は維持されました。一方で3つ目でございますけれども、マークアップについては9年目までに45%削減されてといったような形になってございます。

想定される部分につきましては、実質的な関税に相当するマークアップ、現在トン当たり1万7千円ほど取られてございますけれども、これが45%削減されると、8千円弱トン当たり引き下げられるということで、輸入小麦の価格が低下する。これによって、道産小麦も含めた小麦価格の下落が懸念されること、また、マークアップ水準につきましては、これを財源としております生産者の低所得安定対策、これへの影響が懸念されるところでございます。

2ページでございます。甘味資源作物ということで、砂糖につきましては、現行の糖価調整制度が維持されたものの、高糖度糖に限っては、関税を無税として調整金が少額削減されます。

また、でん粉につきましては、糖価調整制度が維持されてございますけれども、現行の関税割当数量の中でTPP枠が設定されました。影響につきましては、てん菜につきましては、糖価調整制度は維持されますけれども、輸入糖から徴収しています調整金、これが減少されることになりまして、てん菜への生産振興対策への影響が懸念されるところでございます。

また、でん粉原料用馬鈴しょにつきましては、制度は維持されますが、輸入品の増加も懸念されるところでございます。

（４）の小豆、いんげん等の雑豆は、枠内の税率現在10%でございますけれども、これは即時関税撤廃となつてございます。影響といたしましては、道産物については高級和菓子原料と輸入物との一定の棲み分けはございますけれども、関税割当制度の枠内の関税撤廃によりまして、輸入品の価格が低下するというので、国産のうち品質的に競合する低糖級のもの、これにつきましては、価格の影響が懸念されるところでございます。

3ページにまいります。野菜につきましては、たまねぎ・スイートコーンについて、段階的に関税撤廃。また、メロン、すいか、いちご、その他生鮮野菜については、即時関税撤廃という形になります。影響につきましては、低関税の品目が多いということで、関税撤廃による影響はそう大きくはないのではというふうに考えてございますけれども、加工・業務用として一定の需要がありまして、そうした用途向けの輸入野菜の増加が懸念されるところでございます。

また、果実につきましては、（６）でございますけれども、りんご等については段階的に関税撤廃、果汁についても同様の形。また、さくらんぼについても、段階的に6年目に関税撤廃、ぶどうにつきましては、即時関税撤廃ということで、これにつきましても、国産果実とあるいは果汁と、道産物・国産物については、一定の棲み分けがございまして、例えば果汁ですと、輸入物については、濃縮果汁還元ジュース、それから道産を含めた国産については、ストレートの果汁ということで、一定の棲み分けがございまして、そういったことで、また道産果実への影響は大きくないものと考えられますけれども、輸入価格そのものが低下しますことから、国産果実の価格下落も懸念されるところでございます。

（７）牛肉でございます。牛肉につきましては、セーフガード付きで関税を削減するというので、16年目以降、9%まで削減されるということになってございます。影響といたしましては、道産牛肉の9割は乳用種からの牛肉ということで、輸入牛肉と品質的にも競合するわけでございますけれども、そういった乳用種や交雑種牛肉の価格の低下が関税撤廃に伴って懸念されるところでございます。

4ページ、豚肉につきましても、同じような状況の中で、現在、想定される影響としては、高いロース等の牛肉とバラの安い牛肉とのセットで、現在、税金を払わないコンビネーションという形で輸入してございますけれども、低価格部位の関税が削減されることで輸入増に伴って、国産豚肉価格の低下が懸念されるところでございます。

乳製品につきましては、脱脂粉乳・バター等について、現行の国家貿易制度が維持されながら、新たにTPP枠が設けられることとなりました。また、チーズの残りの水分を飛ばしたものの、ホエイと言っておりますけれども、これにつきましても現行の国家貿易制度は維持されております。それからチーズにつきましては、チェダー、ゴーダ等については、16年目に関税撤廃ということで、想定される影響といたしましては、脱脂粉乳・バターについて、TPP枠が新たに設定をされて、輸入が増加することで、国産品の需給緩和、それから価格の低下が懸念されるところでございます。また、ホエイにつきましては、脱脂粉乳と競合する可能性が高いというふうに見てございまして、国産の脱脂粉乳の需給緩和と価格の低下が懸念されます。また、チーズにつきましては、一部チーズのチェダー、ゴーダを中心に関税撤廃がされるということで、安価なチーズの輸入が増加します。現在、国産チーズ向け生乳、ほとんどが道産ですけれども、50万トン需要がございまして、このうち半分については、これを溶かして輸入チーズとプロセス原料用チーズという形になってございまして、この関税が将来的には撤廃することで、この需要が大きく減少することが懸念されております。

5ページにまいります。軽種馬でございまして、妊娠馬については即時関税撤廃。競走馬については、段階的に関税撤廃ということでございます。想定される影響といたしましては、北海道産馬を含めて、現在国産G1も勝つような形で非常に能力は上がってございまして、低価格帯の外国産競走馬につきましては、輸入頭数の増加が懸念されるところでございます。以上でございます。

【山谷副知事】

それでは続きまして、水産林務部から説明をお願いいたします。山崎水産林務部長、よろしく申し上げます。

【水産林務部長】

水産林務部でございます。6ページをご覧ください。まずは水産業の「物品市場アクセス」についての合意内容ですが、コンブやワカメなどの海藻類は、現行10.5～40%の関税率が、即時に15%削減され8.9～34%に。魚貝類はスケトウダラのすり身や冷凍のマダラなどは、現行1～9.6%の関税が即時撤廃。

冷凍のスケトウダラ、サケ、イカなどは、現行3.5～10%が段階的に引き下げられ、6年目に撤廃。ホタテガイ、冷凍のサンマ、冷凍のブリなどは、現行3.5～10%が段階的に引き下げられ、11年目に撤廃。サバ、カタクチイワシなどは、現行7～10%が段階的に引き下げられ、16年目に撤廃されることとなりました。これらにより、想定される影響といたしましては、関税削減により安価な輸入品が流通し、道産水産物の魚価の低下が懸念されます。また、安価な輸入品、これは水産物に限らず畜産品を含んでおりますが、これらの流通が増えることによって、道産水産物がこれらに置き換わり道産水産物の消費の減少が懸念されます。

続きまして7ページ。林業・木材産業についてでございますが、熱帯産木材合板、広葉樹合板、針葉樹合板、SPF製材及びOSB・パーティクルボードは、現行4.8～6%の関税率が、協定発効後、相手国別に、即時50%削減、段階的引き下げ別に11年目又は16年目の撤廃及び即時撤廃に分けられています。なお、これらにはNZからのSPF製材を除き、全てセーフガードが付いております。

造作用集成材は現行6%が、針葉樹は段階的に引き下げられ、11年目に撤廃。針葉樹以外は即時撤廃されることとなりました。これらにより、想定される影響といたしましては、関税撤廃となる針葉樹合板やSPF製材は、伐採時期が到来する本道主要樹種のカラマツ、トドマツによる合板や製材などと直接的に競合し、価格の低下やシェアの縮小が懸念されます。また、安価な輸入製品の流通により、競合する製品を生産する加工工場だけではなく、原料となる道産材の利用が減少し、林業経営意欲の減退や適切な森林整備の遅れなどが懸念されるところでございます。

続きまして19ページをご覧ください。ルール分野におきましては、「11 環境」の章に「(1) 漁業補助金」についての合意内容がありますが、日本の漁業補助金は、持続的漁業の発展、多

面的機能の発揮や震災復興を目的としており、禁止される補助金には該当していないため、特段の影響はないものと考えられております。水産林務部からは以上でございます。

【山谷副知事】

次に、経済部から説明をお願いいたします。山根経済部長、お願いします。

【経済部長】

商工業関係について、9ページをご覧ください。

まずは加工食品についてであります。先ほどご説明があったとおり、食品加工の原材料、さらに農林水産物の関税の削減又は撤廃、こういったものがございました。輸入につきましては、ワインをはじめ、米や麦、さらには砂糖の調整品などの関税が削減又は撤廃。さらに、輸出の面では、清酒やチョコレートなどについて、相手国での関税が撤廃されることとなっております。想定される影響についてであります。マイナスの影響といたしましては、加工食品に対します関税が撤廃される場合、輸入製品との競合によって、道内食品製造業の競争力低下が懸念されるということでもあります。また、プラスの影響といたしましては、TPP参加国から輸入した原材料を用いて加工製造（販売）を行っている企業につきましては、関税撤廃に伴って仕入や調達に係るコスト縮減といったものにつながるものと考えられます。また、関税の撤廃などによりまして、道産加工食品の輸出拡大の可能性も高まるものと考えられます。

次に、工業製品について、10ページでありますけれども、輸出における想定される影響についてですが、本道から、アメリカ、カナダに対する自動車部品の輸出額の合計は、約1,190億円。これは26年の貿易統計でありますけれども、現行、アメリカ向けでは主に2.5%、カナダ向けでは主に6.0%の関税の撤廃。これらによりまして、輸出拡大の可能性が高まると考えられます。

他にも、鉄鋼製の管及び管用の継手、これは天然ガス輸送用の管でありますけれども、その関税が段階的に縮小・撤廃されるなど、関税が撤廃される品目の輸出拡大の可能性が高まるものというふうに考えられます。

さらに14ページをお開きください。こちらにはサービス・投資の市場アクセスについて書いてございますけれども、参加国での流通業による外資規制の緩和によりまして、国内資本のコンビニエンスチェーンの海外への出店が増える場合、こういった場合には、関連する業界の活性化によりまして、道産加工食品の海外展開の機会が増える可能性があるものと考えられております。

最後になりますけれども、最終19ページをお開きください。12番の労働のところであります。日本では、労働者の権利に関する国内法令が既に設けられていること、また今回の合意に当たりまして、海外からの単純労働者の受け入れを義務づける規程が設けられていないということでございますので、特段の影響はないものと考えられております。以上でございます。

【山谷副知事】

ありがとうございました。各分野の詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。補足があれば、また最後にお伺いいたします。次に、今後の対応について、窪田総合政策部長から説明をお願いします。

【総合政策部長】

TPP協定に関する要請について説明いたします。資料3をご覧くださいと存じます。先ほどご説明申し上げましたが、政府におきましては、11月25日に政策大綱をまとめる予定となっております。道といたしましては、この政策大綱に、北海道への影響を踏まえた内容を反映させたいと考えておりまして、国への要請項目を整理したところでございます。

道民の方々の不安や懸念を払拭するために、合意内容や影響に関する道内地域ごとの丁寧な説明を行うこと。また「再生産可能」となる対策を恒久化するための法的担保措置や対策に必要な財源の基金等による安定確保などを「確約」することをはじめとして、農林水産業、商工

業各分野の要請事項を強く求める内容となっております。今後、この内容に基づきまして、できるだけ早く、国に対して要請をいたしたいと考えているところでございます。

TPP協定は、本道農業をはじめとする一次産業のほか、地域経済や道民生活にも大きな影響が及ぶことが懸念されますことから、各部におかれましては、今後とも、情報収集に努めることをお願い申し上げますとともに、関係団体とも連携を図りながら、将来にわたって、意欲ある担い手が希望を持って経営に取り組めるよう、本道の農林水産業が確実に再生産を図ることができる万全な対応を道として取り組んでまいる考えでございますので、よろしくお願いを申し上げます。私からは以上でございます。

【山谷副知事】

次に、農政部長から補足説明をお願いいたします。

【農政部長】

本文の3つ目のパラグラフでございますけれども、特に農産物につきましては、特に関税撤廃されるもののほか、長期間に渡って段階的に関税撤廃されるもの等がございます。特に段階的に関税撤廃されるものについては、影響が長期に渡って出てくるだろうと考えてございます。そういった意味で、4つ目のパラグラフにありますように、仮に影響が生じることになった場合は最小限にとどめる手立てを講じていくことを踏まえて、記の1番でございますけれども、まずは不安払拭・懸念払拭のためにも、道内の地域毎、米地帯、酪農地帯、畑作地帯、園芸地帯等々がございますので、丁寧な説明を行っていただきたいということ。

2つ目には再生産が可能ということで国も対策をとということで検討されると聞いてございますが、それを恒久化するための法的な担保措置、あるいは対策に必要な予算につきましては、基金等による安定確保などをお約束していただきたいこと、それを基本に求めまして、3つ目の農業分野につきましては、そういった影響を最小限にとどめて、持続的な農業を支える経営安定対策をまず求めてまいりたい。2つ目には、担い手の方々に、農地を面的に集積していくためにも、生産基盤の整備促進を図っていくと。そして、例えばトラクターの自動操舵とか無人化等を含めたICT技術を活用した超省力化技術を導入していただくこと。そして需要に対応した、例えば米の「ゆめぴりか」、あるいは小麦の「ゆめちから」等を含めた引き続き品種開発など、競争力の強化についてご支援いただきたいこと。また3つ目には、担い手の方々が意欲ある形で育成・確保を進めていくことが必要でございますので、これも併せて求めてまいります。次に、農畜産物の生産そして流通システムを強化していただくのと併せて、加工品も含めた表示、国産等の表示ということで、食品表示制度の充実を図ること。そして5つ目には、国内外ということで、輸出あるいは輸入代替も含めて、食市場のチャレンジに向けた6次産業化等の付加価値向上あるいは販路拡大に対する支援、これを求めてまいりたいというふうにご覧でございます。以上でございます。

【山谷副知事】

説明ありがとうございました。これまで説明のあった内容について、補足やご意見等あれば発言をお願いしたいと思っておりますが、如何でしょうか。

【知事】

すいません。ひとつ質問よろしいでしょうか。国への要請の一文字として「丁寧な説明をさらに求める」ということでありますが、質問であります、10月28日まで、道内5箇所ですか、農水省からご説明があったようではありますが、それではやはりまだ不十分だというような認識でしょうか。

【農政部長】

既に国の説明等がございましたけれども、札幌そして道東を中心に説明がありました。まだ道北、あるいは道南を含めて、国による正式な説明が行われていない状況でございますので、全道あまねく説明会を開催していただくよう、国に強く求めてまいりたいと考えているところでございます。

【知事】

分かりました。加えて補足的に、道庁自らも、地域への説明に入っているということですね。おつかれさまです。

【荒川副知事】

今日説明があった中で、特に要請について一言申し上げますと、資料3の冒頭にありますように、TPPの交渉過程において、情報提供が無かったということで、この時点で道民の不安・懸念が非常に高まってきていると。

このことについては、私もアトランタで与党・政府関係者にも申し上げたところであります。その不安・懸念が現状で払拭するには至っていないということでありますので、特に要請事項の1番、2番、この辺が特に重要であろうかなと思っております。

加えて今後ですね、それぞれの分野についての情報収集と今後の対応について、しっかりそれぞれの分野について、国・関係機関との意見交換等を行っていくということが重要だと思います。いずれにしても畜産分野をはじめとする農業、そして水産林業に影響が大きいということですので、この辺についてしっかりと協力していただきたいと思っております。以上でございます。

【山谷副知事】

それではこれで本日の議事事項、一通り終了いたしました。最後に知事から一言申し上げます。

【知事】

留萌から参加しております高橋でございます。おつかれさまです。本日の会合で、前回、私の方からお願いをしておりました大筋合意した内容の精査及びそれを踏まえての道内への影響把握について、中間的なとりまとめということで、関係部長からご報告をいただきました。

ルール分野については、私どもの遺伝子組み換え条例などについて、今のところ特段の影響が無いという認識だということで、安堵をいたしましたところでございます。

ただ一方で、私ども北海道の基幹産業でございます農林水産分野等については、価格低下あるいは競争力の低下、様々な面で競合が懸念をされる。そしてそういうことが北海道の農業者の方々の意欲の減退にもつながっていくのではないかと。特に今、土屋農政部長の説明を聞いておまして、牛肉関係あるいは乳製品関係、こういったところの影響が相当懸念されるなあとこの思いを持ったところでございます。

そういった中で、次のステップとしての国への要請になるわけではありますが、引き続き私どもとしては、道内の農業者をはじめとする関係の方々との十分な意思の疎通を図りながら、本道の一次産業を含めた経済への影響がマイナスにならないように、むしろプラスを伸ばしていくようなこと、あるいは道民生活への影響が生じることのないよう、そして何よりも重要な農林漁業者をはじめとする関係者の不安・懸念の払拭、こういったことをしっかりと時機を逸することなく対応していかねばならないと思う次第であります。

私自身、これから道議会でのご議論もいただくことも重要であります。また皆さま方、職員の方々と連携をして、国への要請、そして党への要請など、しっかりとやっていかねばならないと思う次第であります。

最後に、念のため改めて皆さまにお願いをするのでありますが、このTPPへの対応というのは全庁あげた取組であります。農政部、水林部、経済部だけの問題ではない、皆で取り組んでいかねばならないことでもありますので、引き続き、今後の国における影響等の調査に関する動向、これの見極めが必要であります。道内の農林水産関係の方々との意思の疎通も重要であります。

各部、東京事務所、各振興局、留萌振興局も含めてであります。関係機関と連携を密にして、アンテナを高く張って、緊張感を持って情報収集、そして道民の方々の不安・懸念の払拭に取り組んでいただきたいというふうに思う次第であります。

それからもうひとつ、各論であります。自民党さんの方の農林部会長さん、小泉先生がなられたと。ご自身も言っておられるとおり、農業の現場のことはあまりご存じないということでもありますので、もとよりTPPの問題については、稲田政調会長を中心とする重鎮の方々が対応されるということへの、そういった方々への対応も重要であります。ぜひ小泉先生に、日本の農業供給基地の代表である北海道にできる限り早く入っていただいて、現場を見ていただき、そして現場の人の話を聞いていただく。これをやることが重要なと思いますので、関係部局、私ももちろん先頭に立ってやりますけれども、お手配方、よろしくお願い申し上げます。私からは以上です。

【山谷副知事】

それでは各部とも、ただいま知事から指示のあったことを緊張感を持って取り組んで頂きたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。以上で、本部会議を終了する。

(以上)